

令和7年度

おいらせ町農業委員会

第13回 総会議事録

期日 令和 8年 3月13日

場所 おいらせ町立東公民館

第13回おいらせ町農業委員会総会

1. 場 所 おいらせ町立東公民館 会議室
2. 開会期日 令和 8年 3月13日 (金) 午後 3時58分
3. 閉会日時 令和 8年 3月13日 (金) 午後 4時31分

4. 出席委員

- | | | |
|--------------|---------------|---------------|
| 1 番 上久保 辰視 君 | 2 番 袴田 光雄 君 | 3 番 岩崎 仁 君 |
| 4 番 吉田 良紀 君 | 5 番 柏崎 幸子 君 | 6 番 日ヶ久保 浩幸 君 |
| 7 番 立花 友彦 君 | 8 番 田中 正幸 君 | 9 番 玉川 勉 君 |
| 11 番 久慈 弘子 君 | 12 番 日ヶ久保 亨 君 | 13 番 沼館 廣志 君 |
| 14 番 松林 勝智 君 | | |

5. 欠席委員

- 10 番 松林 一弥 君

6. 会議に付した事件

- (1) 報告第 36 号 おいらせ町農地賃借料情報について
- (2) 報告第 37 号 農地法第 3 条の 3 の規定に基づく農地又は採草放牧地の権利取得の届出について
- (3) 報告第 38 号 地目変更登記に係る照会に対する回答について
- (4) 報告第 39 号 農地中間管理事業に係るおいらせ町農用地利用集積等促進計画の認可について
- (5) 報告第 40 号 農地法第 4 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可に係る報告について
- (6) 議案第 42 号 令和 8 年度労働賃金等の標準額の設定について
- (7) 議案第 43 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について
- (8) 議案第 44 号 農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
- (9) 議案第 45 号 農地中間管理事業に係るおいらせ町農用地利用集積等促進計画の意見について
- (10) 議案第 46 号 令和 8 年度おいらせ町農業委員会基本方針について
- (11) 議案第 47 号 令和 8 年度最適化活動の目標設定等について
- (12) 議案第 48 号 農業委員会事務局職員の人事異動に係る任免の委任について
- (13) 議案第 49 号 相続税の納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明書発行の承認について

7. 会議録署名委員

- 1 番 上久保 辰視 君、2 番 袴田 光雄 君

8. 会議事件の説明および職務のため出席したもの

おいらせ町農業委員会 局長 柏崎 和紀 次長 木村 英樹 主任主査 尾駁 淳

9. 書 記 主任主査 尾駁 淳

開会 午後3時58分

議 長	<p>(修 礼)</p> <p>ただ今から令和7年度第13回総会を開催します。</p> <p>ただ今の出席委員数は、14名中 13名であり定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。</p> <p>なお、10番 松林 一弥 委員については、欠席のむね連絡がありましたのでご報告いたします。</p> <p>それでは、おいらせ町農業委員会総会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、1番 上久保 辰視 委員、2番 袴田 光雄 委員をお願いいたします。</p> <p>なお、本日の会議書記には事務局職員の尾駮主任主査を指名いたします。</p>
議 長	<p>では、これより報告事項に入ります。報告第36号「おいらせ町農地賃借料情報について」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>
事 務 局 (柏崎事務局長)	<p>はい。それでは、報告第36号について説明します。</p> <p>議案書の1ページをご覧ください。</p>

	<p>本件は、令和7年1月1日から令和7年12月31日までの農地法第3条並びに農地中間管理事業による賃貸借契約について、賃借料を集計したものであります。</p> <p>金額については議案書のとおりです。平均額は昨年と比較して、上田は233円の減、下田は456円の増、普通畑は1,282円の増となっております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。ありませんでしょうか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
議 長	<p>特にないようですので、報告第36号は報告済みとさせていただきます。</p> <p>報告第37号「農地法第3条の3の規定に基づく農地又は採草放牧地の権利取得の届出について」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>
事 務 局 (柏崎事務局長)	<p>それでは、報告第37号について説明します。</p> <p>議案書の2-1から2-3ページをご覧ください。</p> <p>本件は、相続等により農地を取得した者が、農業委員会に届出をしたものであり、内容については記載のとおりです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>

議 長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>ただいまの報告第37号について、皆さんからの質疑を受けます。</p> <p>ありませんでしょうか。…よろしいですか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
議 長	<p>特にないようですので、報告第37号は報告済みとさせていただきます。</p> <p>次に、報告第38号「地目変更登記に係る照会に対する回答について」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>
事 務 局 (柏 崎 事 務 局 長)	<p>はい。それでは、報告第38号について説明します。</p> <p>議案書の3ページと資料1をご覧ください。</p> <p>照会は1件であり、内容については記載のとおりです。農業委員及び事務局職員で行った現地調査の結果を回答しております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。</p> <p>ないでしょうか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
議 長	<p>特にないようですので、報告第38号は報告済みとさせていただきます。</p>

	<p>次に、報告第39号「農地中間管理事業に係るおいらせ町農用地利用集積等促進計画の認可について」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>
<p>事務局 (柏崎事務局長)</p>	<p>はい。それでは、報告第39号について説明します。</p> <p>議案書の4-1から4-10ページをご覧ください。</p> <p>令和8年1月総会で決定した28件について、農地中間管理機構から認可、公告を受けたことから、報告するものです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。</p> <p>ないでしょうか。…よろしいですか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>特にないようですので、報告第39号は報告済みとさせていただきます。</p> <p>次に、報告第40号「農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る報告について」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>
<p>事務局 (柏崎事務局長)</p>	<p>それでは、報告第40号について説明します。</p> <p>議案書の5ページをご覧ください。</p> <p>令和8年2月総会で決定した農地法第5条申請1件について、青森県構造政策課から同時に農地法第4条申請の提出も求められたことから、</p>

<p>議 長</p>	<p>報告するものです。</p> <p>なお、2月に提出した事業内容に変更点はないことから、事務局長専決で構造政策課に提出しております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。</p> <p>ないでしょうか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>特にないようですので、報告第40号は報告済みとさせていただきます。</p> <p>次に議案事項に入ります。議案第42号「令和8年度労働賃金等の標準額の設定について」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>
<p>事 務 局 (柏崎事務局長)</p>	<p>はい。それでは、議案第42号について説明します。</p> <p>議案書の6ページをご覧ください。</p> <p>本案は、令和8年度の労働賃金等の標準額の設定について審議を求めらるものであります。賃金の算出根拠については、周辺市町村との労働賃金の比較を行った上で、標準額の決定をしております。</p> <p>なお、昨年度からの変更点として、田畑一般作業の単価を、県の最低賃金を下回らないよう、600円上げて8,300円に変更し、畔塗を2円上げて35円に、耕起を500円上げて5,500円に、代かき、田植、バインダーによる稲刈を500円上げて6,500円に、コンバインによ</p>

	<p>る収穫を1,300円上げて12,800円に、自走式脱穀を500円上げて、7,500円にそれぞれ変更しました。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。ないでしょうか。…よろしいですか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
議 長	<p>質疑なしと認め、議案第42号を原案どおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、議案第42号を原案どおり決定いたします。</p> <p>次に議案第43号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>
事 務 局 (柏崎事務局長)	<p>それでは、議案第43号について説明します。</p> <p>議案書の7-1、7-2ページをご覧ください。</p> <p>今月の農地法第3条許可申請は、2件であり、権利の内容は、所有権移転が2件です。</p> <p>番号1は売買による所有権移転です。</p>

	<p>資料2をご覧ください。</p> <p>譲渡人は [REDACTED]、譲受人は [REDACTED]。土地の所在は 間木の畑 1筆、面積は1,486平方メートルとなっております。</p> <p>番号2は売買による所有権移転です。</p> <p>資料3をご覧ください。</p> <p>譲渡人は [REDACTED]、譲受人は [REDACTED]。土地の所在は 向山東三 丁目の畑 12筆、面積は合計41,768平方メートルとなっております。</p> <p>申請書を精査した結果、農地法第3条第2項各号には該当しないため、 許可基準の要件を満たしていると判断しました。また、この申請において 周辺農地への影響は認められません。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。 ありませんでしょうか。…はい、よろしいですか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
議 長	事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。 ありませんでしょうか。…はい、よろしいですか。
議 長	<p>質疑なしと認め、議案第43号を原案どおり決定することにご異議ご ざいませんか。</p> <p>(異議なし)</p>

<p>議 長</p>	<p>ご異議なしと認め、議案第43号を原案どおり決定いたします。</p> <p>次に議案第44号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>
<p>事 務 局 (柏崎事務局長)</p>	<p>それでは議案第44号について説明します。</p> <p>議案書の8-1ページ番号1と資料4、5をご覧ください。</p> <p>権利の内容は賃借権の設定です。</p> <p>貸渡人は [REDACTED]、借受人は [REDACTED]。</p> <p>土地の所在は、深沢平の田 4筆、面積は合計3,308平方メートルです。用途、転用の事由は資材置場となっております。</p> <p>次に、番号2と資料6、7をご覧ください。</p> <p>権利の内容は所有権移転です。</p> <p>譲渡人は [REDACTED]、譲受人は [REDACTED]。</p> <p>土地の所在は、染屋の田 1筆、面積は408平方メートルです。用途、転用の事由は住宅となっております。</p> <p>次に、8-2ページ番号3と資料8、9をご覧ください。</p> <p>権利の内容は所有権移転です。</p> <p>譲渡人は [REDACTED]、譲受人は [REDACTED]。</p> <p>土地の所在は、後田の畑 6筆、面積は合計1,126平方メートルです。用途、転用の事由は宅地分譲となっております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>

<p>議 長</p>	<p>はい。ただいまの事務局の説明に関連して、調査員は調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。</p>
<p>5 番 (柏崎委員)</p>	<p>はい。5番 柏崎 幸子。 それでは、調査の結果について説明いたします。 番号1の申請地は、資材置場を設置します。雨水は自然浸透させ処理します。南側の農地との境界に水路はありますが安定勾配の法面を設置することから、農地への影響はないと考えます。申請者立ち会いのもと、概ね妥当と判断いたしました。 番号2の申請地は、住宅の建築です。汚水は下水道で処理し、雨水は自然浸透させ処理します。北側の農地との境界は、安定勾配の法面状になっておることから、農地への影響はないと考えます。申請者代理人立ち会いのもと、概ね妥当と判断いたしました。 番号3の申請地は、宅地分譲です。汚水は下水道で処理し、雨水は自然浸透させ処理します。周囲の農地との地盤の高さは同一であることから、農地への影響はないと考えます。申請者代理人立ち会いのもと、概ね妥当と判断しました。 以上で説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい。調査員からの説明が終わりました。 つづいて、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局から補足説明をお願いします。</p>

<p>事務局 (柏崎事務局長)</p>	<p>それでは、農地転用許可の検討事項について説明します。</p> <p>番号1の農地区分は、10ha以上の集団の農地であることから、第1種農地と判断しました。</p> <p>申請事業者は、申請地隣地で建設業を営んでおり、既存の資材置場が手狭になってきたことから、代表の父が所有する農地を選定しました。申請地周辺で代替地も検討したが条件が折り合わず、当該農地の申請に至ったものです。不許可の例外で認められる、既存施設の2分の1以内の拡張に該当します。</p> <p>番号2の農地区分は、4m以上の道路に隣接し、上下水道が埋設され、500m以内に木内々小学校、おおぞら保育園があることから、第3種農地と判断しました。</p> <p>申請者は、住宅の建築を計画し、学校やショッピングセンターが近く、利便性がよい土地であることから、本農地を選定しました。第3種農地は原則許可となります。</p> <p>番号3の農地区分は、用途地域内の農地であることから、第3種農地と判断しました。</p> <p>申請事業者は、住宅地として最適な当該申請地周辺にエリアを定め検討したところ、小学校や複合商業施設が近くにあり、生活の利便が良いことから、本農地を選定しました。第3種農地は原則許可となります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。ありませんでしょうか。</p>

<p>議 長</p>	<p>(質疑・意見なし)</p> <p>質疑なしと認め、議案第44号を原案どおり決定することにご異議ございませんか。</p>
<p>議 長</p>	<p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認め、議案第44号を原案どおり決定いたします。</p> <p>次に、議案第45号「農地中間管理事業に係るおいらせ町農用地利用集積等促進計画の意見について」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>
<p>事 務 局 (柏崎事務局長)</p>	<p>それでは、議案第45号について説明します。</p> <p>議案書の9-1から9-8ページをご覧ください。</p> <p>おいらせ町長より、令和8年2月17日付けで農用地利用集積等促進計画の意見を求められております。</p> <p>内容は、内容は、使用貸借権が14件、賃借権が5件、売買が3件となっております。</p> <p>これにより集積される農地は61筆で、合計面積は122,640平方メートル(12.2ヘクタール)となります。</p> <p>計画の内容につきましては、機構法第18条第5項の要件を満たしております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>

議 長	事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。
4 番 (吉田委員)	はい。ここにあの、[]さんっていう名前ありますけども。8番です。あの、一川目一丁目に []さんっていう人、二人あるんですけども、どちらか、私はこれ見ただけでわからないんですよ。それで、例えば、「(年)」で、そういう人があったときは年齢を書いてもらうとか。前に木ノ下にもそういう人ありましたよね、[]さん。そういうふうな年齢か何か書いてもらえれば助かるんですけど。
事 務 局 (尾畷主任主査)	はい。吉田 委員の質問に対して回答します。 確かに同姓同名がいるのはこちらでも把握していて、この場合、それでは年齢を書いてどちらか分かるようにしていきたいと思います。 ありがとうございました。
4 番 (吉田委員)	しかも、豊栄一丁目に二人ともその辺に、土地持っているんですよ。
事 務 局 (尾畷主任主査)	そうですね。どの方かは、あとでお知らせします。
議 長	はい、あとはございませんでしょうか。よろしいですか。 (質疑・意見なし)
議 長	質疑なしと認め、議案第45号を原案どおり決定することにご異議ご

<p>議 長</p>	<p>ございませんか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p> <p>ご異議なしと認め、議案第45号は原案どおり決定いたします。</p> <p>次に、議案第46号「令和8年度おいらせ町農業委員会基本方針について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。</p>
<p>事 務 局 (柏崎事務局長)</p>	<p>それでは、議案第46号について説明します。</p> <p>資料につきましては、担当の木村次長が説明いたします。</p>
<p>事 務 局 (木村事務局長)</p>	<p>はい。では皆さん、こちらの資料ですね、左上に「議案第46号別紙」という資料をご覧ください。</p> <p>こちらの基本方針案は、法令で定められており、毎年策定することが義務づけられております。その内容は、基本的方針及び具体的な事業計画を記載しております。</p> <p>内容は例年とほぼ同様で、事前に配布しておりますので、詳細な説明は割愛させていただきます。</p> <p>なお、一部文言の変更と追加した項目がありますので、そちらを説明いたします。</p> <p>その主な変更点は、「2 事業計画(1)会議の開催」の説明文、「総会」という記載だったのを「定例総会」へと文言を変更したところであり、変更理由は、今年度第11回総会で可決された規則全部改正に伴うものであります。</p> <p>次に、「(3) ②現地確認」の項目に「ウ. 非農地判断検討調査」を</p>

	<p>追加したところであります。追加理由としては毎月の現地調査会で実施していますが未記載だったため補足したものです。</p> <p>さらに裏面、上段「③農地の賃借料情報の提供」説明文にも同様の文言変更である、「定例総会」ということで変更しております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>はい。質疑あるでしょうか。…失礼しました。</p> <p>皆さんからの質疑を受けます。ないでしょうか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
議 長	<p>質疑なしと認め、議案第46号を原案どおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、議案第46号を原案どおり決定いたします。</p> <p>次に、議案第47号「令和8年度最適化活動の目標設定等について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。</p>
事務局 (柏崎事務局長)	<p>それでは、議案第47号について説明します。</p> <p>こちら先ほどと同様、担当の木村次長が説明いたします。</p>
事務局 (木村事務局次長)	<p>それでは皆さん、別紙の方ですが。字が小さいですけども、「議案第47号別紙」記載してある、こちらの資料をご覧ください。</p>

農業委員会は、毎年度、3月末までに翌年度の農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進といった農地等の利用の最適化の推進に係る活動の成果目標及び活動目標を定め、4月末までに公表するとともに、県知事に報告することとなっております。

事前配付した別紙資料の、今回は1ページ目をご覧ください。

農業委員会の状況を記載しておりますが、このページの内容は令和7年度と変更はございません。

次にめくっていただいて、2ページをご覧ください。

最適化活動の成果目標を記載しております。現状の農地集積面積は、3,200ヘクタールとなっております。

②目標の表の右上に「集積率90%」と記載しています。これは、青森県が全県的に定めている集積率の目標値であります。

令和4年2月に国の通知により、「令和4年度以降の農地の集積に係る目標を80%以上に設定している場合には、その集積率を目標として設定する」とあり、当委員会は目標値を71%と設定していましたので、青森県が設定した目標値である90%を設定しているものであります。

この目標値が達成されるよう令和8度の新規集積面積を163ヘクタールとし、累計の集積面積を2,229ヘクタールとしております。

次に、(2)遊休農地の解消①現状及び課題の面積については、令和7年度の実績値を記載しております。

続いて、②目標のうち、ア既存遊休農地の解消については令和3年度の数値を設定するよう指定されておりますので、前年度と同じ数値となります。

また、イ新規発生遊休農地の解消については、前年度遊休農地を解消した面積を目標値として記載しております。

	<p>3ページをご覧ください。数字は降ってないんですけども、次のページをご覧ください。</p> <p>(3) 新規参入の促進については、①現状及び課題、②目標とも、各年度の実績値を記載しております。</p> <p>続いて、2最適化活動の活動目標、(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標のうち、1人当たり最適化活動を前年と同じ、一カ月間8日と設定しています。</p> <p>(2) 活動強化月間の設定目標については、前年調査時の遊休農地の状況を圃場等へ向かう途中、目視等を行っているため、このように設定しています。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>はい。事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。</p>
2番	<p>ありませんでしょうか。</p>
(袴田委員)	<p>いいでしょうか。はい。</p>
(袴田委員)	<p>3ページ目の2番。最適化活動の活動の活動目標というところで、一人当たりの活動日数8日とあります。これのですね、もし分かっていたら近隣市町村の目標日数、昨年度の数字でもいいので教えていただければと思います。</p>
事務局	<p>はい、議長。</p>
(木村事務局次長)	<p>はい、袴田委員の質問に回答します。</p>
	<p>すみません、手元に他市町村の実績の資料がございませんので、次回の</p>

	<p>総会の時に回答いたします。</p>
<p>2 番 (袴 田 委 員)</p>	<p>はい。</p>
<p>議 長</p>	<p>いいですか。あとはございませんでしょうか。よろしいですか。</p> <p>(質 疑 ・ 意 見 な し)</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認め、議案第 4 7 号を原案どおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(異 議 な し)</p>
<p>議 長</p>	<p>ご異議なしと認め、議案第 4 7 号を原案どおり決定いたします。次に、議案第 4 8 号「農業委員会事務局職員の人事異動に係る任免の委任について」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>
<p>事 務 局 (柏 崎 事 務 局 長)</p>	<p>それでは、議案第 4 8 号について説明をします。</p> <p>議案書の 1 2 ページをご覧ください。</p> <p>農業委員会等に関する法律第 2 6 条の規定により農業委員会事務局職員は、農業委員会が任免することとなっています。</p> <p>今回、職員の人事異動については、農業委員会会長に委任することの承認を求めるものであります。</p>

議 長	<p>以上で説明を終わります。</p> <p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。ありませんでしょうか。はい、よろしいですか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
議 長	<p>質疑なしと認め、議案第48号を原案どおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、議案第48号を原案どおり決定いたします。</p> <p>次に、追加議案ですね。次に、本日追加となりました議案になります。議案第49号「相続税の納税猶予に係る引き続き農業経営をを行っている旨の証明書発行の承認について」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>
事 務 局 (柏崎事務局長)	<p>それでは、議案第49号について説明します。</p> <p>紙一枚ものの議案書の13ページご覧ください。</p> <p>相続税の納税猶予の適用を受けている者は税務署に対して、3年ごとに継続届を提出することとなっており、関係法令により農業委員会で発行する「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」を添付することとなっています。</p>

	<p>今回、議案書に記載の1名の者より証明願いがりましたので、証明書の発行について承認を求めるものであります。</p> <p>なお、申請者が相続を受けた全ての農地について、遊休農地がないことを事務局にて確認しております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。</p> <p>ありませんでしょうか。</p>
4 番 (吉田委員)	<p>4番 吉田です。</p> <p>あの、すみません。もう少しわかりやすく、文章の内容を説明願います。</p>
事 務 局 (尾畷主任主査)	<p>はい。相続税は農地受け継いだ場合は払わなければいけないんですけども。その方が農業やりますよ、息子が農業やりますよという場合には、その時払う相続税を猶予できるというのがあります。その猶予の間は、3年間に1回は農業委員会に諮って、農業を続けているよという証明書の発行が必要ということで、今回議案にあがったものになります。</p>
議 長	<p>よろしいでしょうか。</p>
事 務 局 (尾畷主任主査)	<p>詳しいところはまたあとで説明しても大丈夫ですので。はい、よろしくお願ひします。</p>
4 番 (吉田委員)	<p>あの、贈与を受けている人はいっぱいある、相続している人あるんですけど、他の人たちはそれはやっていない。</p>

<p>事務局 (尾畝主任主査)</p>	<p>相続した時に払っていることとなります。ただ、こうやって農業をやっているのであれば猶予もあって。20年くらい猶予すれば免除になるとか。もちろん亡くなるまでの免除になるんですけども、色々細かい部分まで把握はしておりません。</p>
<p>議長</p>	<p>そこはちょっと個別に相談して。 あとはないでしょうか。よろしいですか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>質疑なしと認め、議案第49号を原案どおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議長</p>	<p>ご異議なしと認め、議案第49号は原案どおり決定いたします。</p> <p>以上で、本日の議案はすべて終了いたしました。</p> <p>これで、第13回おいらせ町農業委員会総会を閉会します。</p>

閉会 午後 4時31分